

宍粟市認定地域クラブ募集について

まちづくり推進課 地域クラブ活動推進室

宍粟市認定地域クラブの認定に関する要綱（令和8年7月施行）（以下「認定要綱」という。）に基づき、スポーツ、文化芸術活動が実施できる認定地域クラブを次のとおり募集します。

記

1. 応募資格

認定要綱に定めた内容を理解し、遵守できる活動団体であること。

2. 認定要件等

認定要綱第2条の規定を満たすこと。また、活動場所等は下記の条件を満たすこと。

- (1) 主たる活動場所は市内とし、応募団体が確保すること。
- (2) 活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度の活動を基本に、週11時間程度の範囲内とし、週2日以上以上の休養日を設けること。
- (3) 指導者は少なくとも2人以上配置し、安全管理を行うこと。

3. 申請方法等

認定要綱第3条に基づき、必要な書類等を提出すること。

(1) 提出先

宍粟市まちづくり部まちづくり推進課地域クラブ活動推進室

(2) 申請期間

令和8年7月1日～9月30日（第一次締切）

(3) 審査及び認定

申請内容を審査し、要件を満たすと認めるときは、市長が認定する。

4. その他

認定された地域クラブの役員及び指導者は、令和8年11月下旬に市が主催する指導者研修会等へ参加すること。

◇問い合わせ先

宍粟市まちづくり部 まちづくり推進課 地域クラブ活動推進室

TEL : 0790-63-3123 FAX : 0790-63-3064